**○外務省告示第四百二十八号**

平成二十二年九月十四日に東京で、第三海兵機動展開部隊の要員及びその家族の沖縄からグアムへの移転の実施に関する日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の協定に基づく日本国政府による資金の提供に関する次の書簡の交換がアメリカ合衆国政府との間に行われた。

平成二十二年十月四日

外務大臣　前原　誠司

（日本側書簡）

書簡をもって啓上いたします。本大臣は、二千九年二月十七日に東京で署名された第三海兵機動展開部隊の要員及びその家族の沖縄からグアムへの移転の実施に関する日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の協定に言及するとともに、特に、同協定において、日本国の各会計年度において予算に計上されるべき日本国が提供する資金の額は、両政府間の協議を通じて日本国政府が決定し、及び日本国の各会計年度において両政府が締結する別途の取極に記載することが規定されていることに言及する光栄を有します。

本大臣は、また、第三海兵機動展開部隊の要員約八千人及びその家族約九千人の沖縄からグアムへの移転の実施に関する両政府間の討議に言及するとともに、当該討議の結果、次の取極を日本国政府に代わって提案する光栄を有します。

1　日本国の平成二十二会計年度において予算に計上された日本国が提供する資金の額は、四億九千七百八十万合衆国ドル（四九七、八〇〇、〇〇〇ドル）である。日本国政府は、自国の関係法令に従い、アメリカ合衆国政府に対し、日本国の平成二十二会計年度において前記の額の資金の提供を行う。

2　各個別の事業に拠出される日本国が提供する資金の額は、付表に定める。

3　付表は、日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の合意によって修正することができる。

本大臣は、更に、前記の提案がアメリカ合衆国政府にとって受諾し得るものである場合には、この書簡及びアメリカ合衆国政府に代わるその旨の閣下の返簡が両政府間の合意を構成するものとみなし、その合意が閣下の返簡の日付の日に効力を生ずるものとすることを提案する光栄を有します。

本大臣は、以上を申し進めるに際し、ここに重ねて閣下に向かって敬意を表します。

二千十年九月十四日に東京で

日本国外務大臣　岡田克也

アメリカ合衆国特命全権大使

ジョン・V・ルース閣下

付表

フィネガヤン地区における基地内基盤整備事業（第二段階）

三億九百万合衆国ドル（三〇九、〇〇〇、〇〇〇ドル）

フィネガヤン地区における消防署の建設事業

二千五百十万合衆国ドル（二五、一〇〇、〇〇〇ドル）

アプラ地区における港湾運用部隊の司令部庁舎の建設事業

二千四百八十万合衆国ドル（二四、八〇〇、〇〇〇ドル）

アプラ地区における診療所の建設事業

九千六百万合衆国ドル（九六、〇〇〇、〇〇〇ドル）

設計事業（フィネガヤン地区における基地管理庁舎、海兵後方群の司令部庁舎、警察署、複合体育施設、下士官用の食堂及び単身の下士官用の隊舎）

四千二百九十万合衆国ドル（四二、九〇〇、〇〇〇ドル）

合計　四億九千七百八十万合衆国ドル（四九七、八〇〇、〇〇〇ドル）

（米国側書簡）

（訳文）

書簡をもって啓上いたします。本使は、本日付けの閣下の次の書簡を受領したことを確認する光栄を有します。

（日本側書簡）

本使は、更に、閣下の書簡に述べられた提案がアメリカ合衆国政府にとって受諾し得るものであること並びに閣下の書簡及びこの返簡が両政府間の合意を構成するものとみなし、その合意がこの返簡の日付の日に効力を生ずるものとすることをアメリカ合衆国政府に代わって確認する光栄を有します。

本使は、以上を申し進めるに際し、ここに重ねて閣下に向かって敬意を表します。

二千十年九月十四日に東京で

アメリカ合衆国特命全権大使　ジョン・V・ルース

日本国外務大臣　岡田克也閣下

**○外務省告示第四百二十九号**

次の旅券は、旅券法第十九条第一項の規定により、平成二十二年九月十三日を期限として返納するよう命じたが、同期限までに返納されなかったので、同法第十八条第一項第七号の規定に基づき、左記冒頭に記載の失効年月日に効力を失った。

平成二十二年十月四日

外務大臣　前原　誠司

| 失効年月日 | 発行年月日 | 旅券番号 |
|---|---|---|
| 平成22年9月13日 | 2009年3月3日 | TZ0635805 |

**○厚生労働省告示第三百六十二号**

診療報酬の算定方法（平成二十年厚生労働省告示第五十九号）の規定に基づき、使用薬剤の薬価（薬価基準）（平成二十年厚生労働省告示第六十号）の一部を次のように改正する。

平成二十二年十月四日

厚生労働大臣　細川　律夫

別表に第13部として次のように加える。

第13部　外用薬（9）追補

| 品名 | 規格単位 | 薬価円 |
|---|---|---|
| （い） | | |
| イナビル吸入粉末剤20mg | 20mg1キット | 2,080.50 |

**○農林水産省告示第千七百三号**

農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（昭和二十五年法律第百七十五号）第十九条の十において準用する同法第十七条の三第二項において準用する同法第十七条の二第一項の規定に基づき、次のとおり登録外国認定機関の登録を更新したので、同法第十九条の十において準用する同法第十七条の三第二項において準用する同法第十七条の二第三項の規定に基づき公示する。

平成二十二年十月四日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　登録更新年月日及び登録更新番号

平成二十二年五月十九日　第四号

二　登録外国認定機関の名称及び住所

エヌ・ティー・アイ（ＮＴＩ）ノルウェー王国　オスロ市　フォーシュクニングスヴェイエン三Ｂ

三　登録外国認定機関が認定を行う農林物資の種類

製材、枠組壁工法構造用製材及び集成材

四　登録外国認定機関が認定を行う区域及び認定を行う登録外国認定機関の事業所の所在地

(1)　認定を行う区域

外国

(2)　認定を行う事業所の所在地

ノルウェー王国　オスロ市　フォーシュクニングスヴェイエン三Ｂ